

能登半島地震などから考える災害時の アレルギー患者支援と、行政の動き



令和6年6月11日 輪島市

NPO法人 アレルギーを考える母の会

令和7年度 アレルギーの子どもたちを支える専門職の研修会

お話しする内容

- ・被災地における当会の活動
- ・災害時のアレルギー患者支援に関わる法律、指針などの整備
- ・令和6年 能登半島地震の被災自治体の取り組みと課題
- ・公助について
- ・自助について
- ・支援する側の人（行政職員など）も被災する

皆様に考えていただくための材料を提供します

「母の会」はアドボカシー団体です

顧問：西間三馨先生（国立病院機構福岡病院名誉院長、日本アレルギー学会元理事長）

周囲の理解が得られず、孤立してアレルギーに苦しんでいる患者さんを守り、健康を回復してもらうために

- 相談活動：年間約400人、一人を大切に、共感と励ましを送り適切な医療や学校・園・行政によるサポートへ橋渡しします
- 講演会・学習懇談会活動：羅針盤となる「治療ガイドライン」をともに学び、自ら治療に取り組むアドヒアランスを育て、自己管理を可能にします
- 調査・研究、提言活動：建設的で具体的な提案と協力を惜しまず、アレルギー患者を支える仕組みづくりを働きかけます

東日本大震災から14年

「母の会」が活動してきた被災地

- ・東日本大震災（平成23年）
- ・関東・東北豪雨（平成27年）
- ・熊本地震（平成28年）
- ・平成28年台風10号豪雨災害（岩手県岩泉町）
- ・九州北部豪雨（平成29年7月）
- ・西日本豪雨（平成30年7月）
- ・北海道胆振東部地震（平成30年9月）
- ・令和元年東日本台風
- ・令和2年7月豪雨（熊本）
- ・熱海土石流災害（令和3年）
- ・令和6年能登半島地震



平成23年4月17日 岩手県陸前高田市

当会の被災地での活動の基本姿勢

- 東日本大震災の被災地で活動を開始した当初、避難所などを訪れて、被災した方々にとっては、見知らぬ人による支援ではなく、日ごろ身近にいる人による支援が安心できることを痛感しました
- 従って当会は、市町村などの支援担当と連携し、患者サポートに必要な情報や資材を提供、訪問した避難所では患者をサポートする体制づくりに協力し、併せて、直接連携できる患者をサポートする活動を行っています
- ある程度落ち着いてきた段階で、当会が専門医等を同行して被災自治体の専門職に研修の機会を提供し、患者サポートの充実に協力しています（特に東日本大震災の被災地では130回以上）

アレルギー患者が困ったこと（東日本大震災）

- 子どもが空腹に耐えかね、ボランティアからもらってアレルギーとなる食物を食べ、命に係わる重篤な症状を起こした
- 周囲の人に「アレルギーが出ても食べないよりはいいのだから食べさせろ」と言われた
- ある食べ物を「アレルギーがあるので食べられない」と言ったら、「こんな時に贅沢を言うな」と避難所の担当者に怒られた
- 配給の時に「アレルギーがあるので成分表示なども見せて欲しい」と何度もお願いしたが嫌な顔をされて困った
- がれきの撤去作業や避難所などのホコリが多い環境で喘息が悪化したことを感染症と間違われ、避難所にいられなくなった
- 風呂やシャワーを使う回数が限られる環境でアトピー性皮膚炎が悪化したことが理解されず、「汚い」などと言われた
- アトピー性皮膚炎が伝染すると思われ避難所を出なければならなかった

（「母の会」が行った現地での聞き取りなどから）

災害時のアレルギー患者支援、「要配慮者」支援にかかわる法律・指針

災害時のアレルギー患者などの支援は、東日本大震災の反省から始まった

災害対策基本法改正 東日本大震災を機に大幅に見直し（平成25年6月）

第8条の15 施策における防災上の配慮等

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要するもの（以下「要配慮者」という）に対する防災上必要な措置に関する事項

（ただし要配慮者の範囲は自治体の裁量、国との違いが目立つ）

（国）

（内容）

- 乳幼児の備え
- 離乳食の備え
- 高齢者の備え
- 食べる機能が弱くなった方の備え
- 慢性疾患の方の備え
- 食物アレルギーの方の備え
- 知っておきたい、災害時の食物アレルギーのこどもへの対応

災害時要援護者対策（内閣府HPより）

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定されました

山梨県避難所運営マニュアル（平成29年3月）

要配慮者とは…災害時に自力で避難等が困難な方で、配慮や支援が必要な高齢者、障がいのある人（身体・知的・精神等）、乳幼児、児童、妊産婦、日本語が理解できない外国人などです。

誤食した11例の詳細

症例	年齢	性別	誤食した食品	症状	誤食した時の状況	その後の対応	普段除去している食品
1	7歳	男	マカダミアクッキー	嘔吐	ボランティアの方からいただいた表示なしの菓子を摂取した。（親への確認がなかった）	処方されている緊急時の内服薬を服用させた	貝類、ピーナツ、アーモンド・クルミ・マカダミアなどのナッツ類
2	11歳	女	だんご	湿疹	未記入（不明）	市販の抗アレルギー薬を飲ませた	クルミ
3	10歳	男	魚介だしのカップメン（麺のみ）	なし	未記入（不明）	様子をみていた	魚介類
4	7歳	男	さつまあげ	なし	親元から離れた当初の避難所にて、アレルギーを知ってくれる大人がいなく、支給されたさつまあげを1口食べてしまった。	何もできなかった	鶏卵、ピーナツ
5	7歳	女	もちのタレ	嘔吐	復興に関する祭りで、地方ボランティアの方が提供して下さった。タレの内容物が分からず口にしてしまった。	医療機関を受診した	ピーナツ
6	9歳	男	杏仁豆腐	なし	お昼がすいて、一人で食べているところを発見。	処方されている緊急時の内服薬を服用させた	鶏卵、乳製品（少しは摂取可）
7	2歳	女	パン	なし	未記入（不明）	様子をみていた	鶏卵、乳製品
8	3歳	女	菓子パン	なし	少しだけ食べさせた。	様子をみていた	鶏卵
9	1歳	男	赤いきつね	アナフィラキシー	未記入（不明）	医療機関を受診し入院	鶏卵、乳製品、小麦、その他（牛肉、鮭）
10	8歳	男	原因不明（卵成分）	眼瞼腫脹、荨麻疹	未記入（不明）	エビペン®筋注し、医療機関を受診した	鶏卵、小麦、そば、ピーナツ、その他（バイナッブル缶詰以外の輸入フルーツ、桃、さば）
11	8歳	男	おでんセットが入っていた（卵）	喉の違和感、咳	未記入（不明）	医療機関を受診した	鶏卵、乳製品、ピーナツ

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

内閣府（防災担当）平成25年8月、同28年4月改定（抜粋）

第1 平常時における対応

1 避難所の組織体制と応援体制の整備

（1）組織体制、人的体制

① 体制の整備 平常時から市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健衛生関係部局が中心となり、関係部局等が協力して、「避難所運営準備会議（仮称）」を開催し、要介護高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等（以下「要配慮者」という。）や在宅者への支援も視野に入れて連携し、災害時の対応や役割分担などについて決めておくこと。

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

内閣府（防災担当）平成25年8月、同28年4月改定（抜粋）

発災翌年の平成24年10月、内閣府に「避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会」が設置された。「母の会」代表が委員として報告・提案した内容が盛り込まれた

第1－4 避難所における備蓄等

（1）食料・飲料水の備蓄

食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファーマイ等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄する。必要な方に確実に届けられるよう、要配慮者の利用にも配慮する

第2－7 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

（1）食事の原材料表示

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにする

（2）避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供

食物アレルギーの避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、（中略）食物アレルギーの対象食料が示されたピブス、アレルギーサインプレート等を活用する

第2－8 衛生・巡回診療・保健

（7）② 生命・身体に配慮を要する避難者への対応

アトピー性皮膚炎の悪化を避けるための仮設風呂・シャワーを優先的な使用させることや、喘息など呼吸器疾患の悪化を避けるためのほこりの少ない場所への避難などの配慮がなされることが望ましい

東京都

「災害時要配慮者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」

（令和4年1月改訂版）

（要配慮者の区分）

- ・一人暮らしの高齢者
- ・寝たきり等の要介護高齢者
- ・認知症の人
- ・視覚障害者
- ・聴覚障害者 言語障害者
- ・肢体不自由者
- ・内部障害者 難病患者
- ・在宅人工呼吸器使用者（特に24時間使用者）
- ・知的障害者
- ・精神障害者
- ・重症心身障害児（者）
- ・乳幼児・妊産婦

神奈川県

「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」（令和5年3月）

（要配慮者の区分）

- ・高齢者（一人暮らし、寝たきり、認知症）
- ・身体障がい者（聴覚障がい者、盲ろう者、言語障がい者、肢体不自由者、内部障がい者）
- ・精神障がい者 ・知的障がい者
- ・発達障がい者 ・難病患者
- ・小児慢性特定疾病児
- ・乳幼児 ・児童 ・妊産婦
- ・外国人 ・観光客

福島県

「避難行動要支援者の避難支援対策に関する手引き」

（平成28年3月、令和4年3月改定）

（要配慮者、避難行動要支援者等の定義）
（1）要配慮者
高齢者、障がい児者、難病患者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等、特に配慮を要する者を意味します

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針

（厚生労働省 平成29年3月、令和3年3月改正、抜粋）

第五 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

（3）災害時の対応

イ 国は、平時から、避難所における食物アレルギー疾患を有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時には、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。

また、地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携し、可能な場合には関係団体や専門的な知識を有する関係職種の協力を得て、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。

令和6年能登半島地震、被災した3市3町を中心に活動

防災基本計画の改正（令和4年6月中央防災会議）

新たに「被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めること」と規定

災害対策基本法、災害救助法の改正（令和7年5月）

「福祉サービスの提供」を明記、福祉の支援を充実

地方公共団体に年一回、物資の備蓄状況などの公表を義務付け

「被災者援護協力団体」の登録制度（公的位置づけ）

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進



珠洲市役所（令和6年3月）



（人口）	令和6年6月現在
輪島市	21,572人
珠洲市	10,923人
能登町	14,456人
穴水町	6,971人
志賀町	17,829人
七尾市	47,041人

1月15日に初訪問、13日間活動

石川県保健医療調整本部に問い合わせ（1月13日）

「発災から2週間たつが、今回の災害は超急性期が長く、今も続いている。アレルギーが大変になってくるのはこれからだと思う。支援に入っていただくのは大変にありがたい」

（沖縄県立中部病院から派遣されていた医師）



6月11日 輪島市

被災した3市3町の「避難所指針」に基づく取り組み

（7月に実施したアンケート結果）

活動の日程

- 1月15日＝七尾市、富山県庁
- 3月14日、15日＝穴水町、能登町、珠洲市、志賀町、輪島市
- 3月26日～28日＝中能登町、七尾市、志賀町、穴水町、能登町、珠洲市、輪島市、石川県庁
- 4月11日～13日＝七尾市、穴水町、能登町、珠洲市、輪島市、志賀町、羽咋市
- 6月10日～12日＝七尾市、穴水町、能登町、珠洲市、輪島市、志賀町
- △6月27日（木）＝石川県庁で打ち合わせ
- △5月21日（火）＝防衛省統合幕僚監部参事官付企画官、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官補佐と面会し要望

活動の内容

- 市町の被災者支援担当などと連携、患者の実情を伝えサポートを要請
- 患者サポートに必要な情報や資材を提供（自衛隊を含む）
- 訪問した避難所で患者サポート体制づくりに協力
- 直接連携できる患者をサポート

活用した主な情報・資材

- ・厚労省・学会のサイト「アレルギーポータル」
- ・災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット（日本小児アレルギー学会）
- ・アレルギー疾患のこどものための「災害の備え」パンフレット（日本小児臨床アレルギー学会）
- ・知っておきたい乳幼児のスキンケア（横浜市）
- ・乳幼児スキンケア：動画付き（ERCA）
- ・母子保健事業で取り組むアレルギー疾患の発症予防・重症化予防（アレルギーを考える母の会）
- ・赤ちゃんのアレルギー疾患が気になりな方へ（同）
- ・食物アレルギーであることを周囲に知らせるビブス（ピアサポート F.A.cafe）
- ・他に環境再生保全機構発行の資料

* 数字は自治体数

【災害への備え】

- ・アレルギー対応食を備蓄していた 3
- ・アレルギー対応ミルクを備蓄していた 1
- ・特に準備していなかった 3

【発災時の対応】

- ・アレルギー対応食を提供・配布した 4
- ・アレルギー対応ミルクを提供・配布した 2
- ・食事などの原材料情報を見やすく掲示した 2
- ・アトピーや湿疹のある人のシャワー等の優先使用 1
- ・ぜん息患者に埃の少ない場所への避難を配慮 1
- ・特に要望はなかった 2

【住民からの相談や要望】

- ・食物アレルギーについて 3
- ・湿疹やアトピー性皮膚炎について 3
- ・特に相談や要望はなかった 2

【保健師・栄養士のコメント】

- すべての市町の避難所などでアレルギーのアセスメントが行われていた。一方で在宅避難の場合、本人からの申し出がなければニーズ把握ができなかった
- 「アレルギーの子どもが食べられるものがなかった（支援物資が届くまで）。アレルギー対応食の備蓄は必要だと思った」
- 「備蓄食料は全て28品目不使用としていた。しかし、アレルギー患者を把握する方法や対応の基本に対策がなされていなかったため、避難所ごとの対応にバラつきが出てしまった」
- 「周知用のチラシも県のマニュアルのものを利用した。しかし、内容の把握や、誰がどのように対応するかなど、細かな打ち合わせができておらず、対応できないことが多かった」
- 「避難所にいるアレルギー患者や連絡をくれた患者には対応食を提供した。ただ未就園児や高校生、成人で在宅避難の場合、本人からの申し出がなければニーズ把握ができなかった」

被災した3市3町の「避難所指針」に基づく取り組み

（7月に実施したアンケート結果）

* 数字は自治体数

【保健師・栄養士が心配したこと】

- ・アレルギー対応食の不足や到着の遅れ 5
- ・長時間の断水による湿疹やアトピー性皮膚炎などへの影響 2
- ・がれき撤去や工事による咳やぜん息への影響 1
- ・アレルギー児の家族の負担 1

【役に立った情報や冊子】

- ・「アレルギーポータル」（厚労省、アレルギー学会）
- ・冊子「赤ちゃんのアレルギー疾患が気になり方へ」（アレルギーを考える母の会）
- ・災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット（日本小児アレルギー学会）
- ・アレルギー疾患のこどものための「災害の備え」パンフレット（日本小児臨床アレルギー学会）
- ・乳幼児スキンケア：動画付き（環境再生保全機構）

*「母の会」は上記を含め15種の情報や冊子を提供

【保健師・栄養士のコメント】

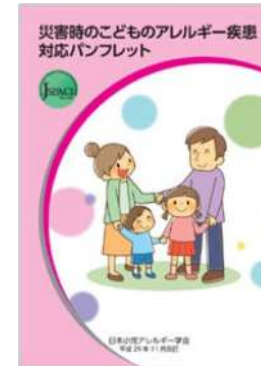
- 「実際に、長期間の断水で入浴やシャワーなどが使えず、湿疹がでた乳児がいた」
- 「断水期間が長く、食べられる市販品に限りがあることで調理が負担になり、精神的、経済的な負担が大きくなっていないか気がかりだった」
- 「アレルギーの詳細について、遠慮せずに伝えること、予めアレルギー意思表示カードの記入と常に身につけておくことが大事」

【支援物資】

- ・「発注ルートが複雑だったので、一本化できるよう、情報を集約するところを今後設置するようお願いしたい（発注先が一般食は危機対策本部、介護食は長寿社会課、アレルギー対応食は栄養士会等、縦割りが顕著にあらわれ、それぞれに別の発注書が必要だった）」



<https://allergyportal.jp/>
日本アレルギー学会と厚生労働省が運営



日本小児アレルギー学会
<https://www.jspaci.jp/gcontents/pamphlet/>



アレルギーポータルに収納



アレルギーを考える母の会
監修：国立成育医療研究センターアレルギーセンター長

被災した3市3町の「避難所指針」に基づく取り組み

（7月に実施したアンケート結果）

【国（自衛隊を含む）・県、栄養士会等への要望】

- 「アレルギー用食品もプッシュ型支援で提供いただけるとありがたい」
- 「発災直後からの物資供給や、栄養士会には特殊栄養食品の供給など感謝している。賞味期限が切れそうな物資が届いたことがあり処理に苦慮した。期限に余裕あるものありがたい」
- 「自治体では準備しにくいアレルギー対応食品の支援をお願いしたい。数量も重要だが、バリエーションが豊富だと食事に幅が出る」
- 「アレルギー不使用の非常食の製造を一般化してほしい」
- 「みんなが同じものを食べられるように、特定原材料を含まない炊き出しメニューを考案・普及（ボランティア団体への周知も）してほしい」

- 「物資の搬送についてももう少しスムーズになればと感じた。待つ側としては見通しをたてたい」
- 「物資搬送や通行にいち早く対応できる機関として自衛隊が優先されるのであれば、栄養士会ではなく、アレルギー対応食品も自衛隊の搬送物資に加えていただけないか」
- 「限られた部署や職種で対応するには限界がある。アレルギー対応が重要であることを知り、備え、みんなで対応することが普通になるような仕組みが欲しい」

被災した3市3町の「避難所指針」に基づく取り組み

（7月に実施したアンケート結果）

【日頃の対応、患者への要望】

- 「遠慮せずアレルギーがあると発信してほしい」
- 「家族以外の方からア情報がいったケースがあった。身近な方にアレルギーについて知ってもらうことが大切だと感じた」
- 「アレルギーは見た目では分らず困り感に気づきにくい、遠慮なく要望を申し出ていただけるとありがたい」
- 「アレルギーの子はアレルギー対応食の備蓄が必要。ベビーフードや水など乳幼児が食べられるものの備蓄も必要」
- 「特殊栄養食品は物資に限りがあり、希望のものがいないことがある。食事に配慮が必要な家族がいる場合は、対応しているレトルト食品等、ある程度備蓄しておいた方がよい」
- 「薬や食品、スキンケア用品など可能な範囲での備え」

【地域外からのアプローチ】

- 「状況をご存知でないのに、『アレルギーの対応不足だ』と、（患者会から）長時間電話でお叱りをうけ、対応に大変困った。落ち込んだ」
- 「炊き出しの際、原材料を表示してくださる団体には大変助かった。一方で、細かく原材料名の記載がない炊き出しでは、アレルギーの子の保護者は遠慮したり、慎重になっていた」

【他自治体へのアドバイス】

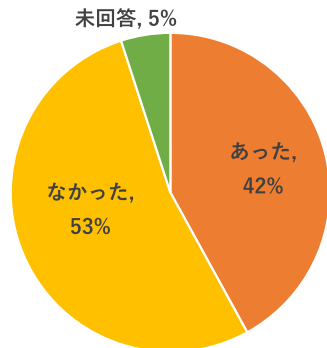
- 「派遣要請に積極的に参加してほしい。実際に被災地域に来て、見ること、体験することが、今後の自身の地域に活かされると思う」
- 「アレルギー患者は見た目で判断できず、困難や不安をイメージできない職員が多い。命に関わる場合もあることを全職員が知るべき」
- 避難者名簿にアレルギーについて記載する欄を設けるなど、誰でも自然のアレルギー対応に繋ぐことができるようにしておくことよい」

令和6年度 能登半島地震におけるアレルギー疾患対応の実態把握および 災害時の相談体制構築に資する研究（厚生労働科学特別研究事業）

研究代表者：小林茂俊(帝京大学医学部小児科)

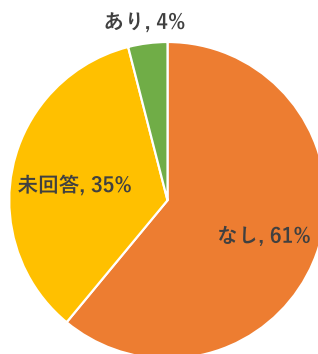
32人にヒアリング（小児23人、成人9人） 金沢大学小児科・皮膚科・呼吸器内科および関連施設、金沢医科大学水見病院皮膚科、石川県立中央病院呼吸器内科、まるおかクリニックに通院中のアレルギー患者で本研究に同意した32名（28家族）

避難所でのアレルギー対応食の支援

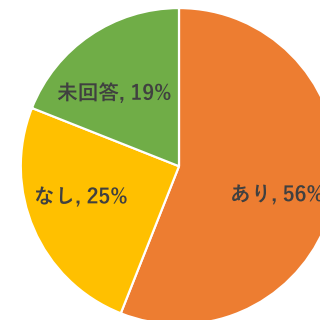


(グラフ作成:母の会)

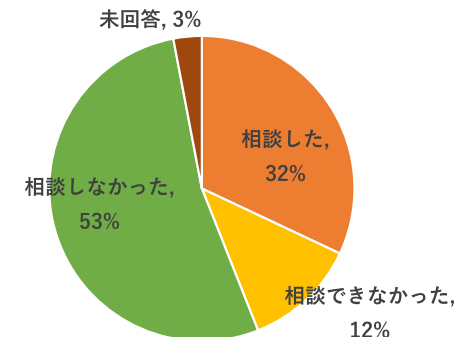
避難所でのアレルギー表示



アトピー性皮膚炎の悪化があったか



アレルギーの相談をしたか



「アレルギーの相談を行ったが理解してもらえなかった」との回答も

厚生労働科学研究成果データベース（国立保健医療科学院）で閲覧可能

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/157483>

(グラフ作成:母の会)

お話しする内容

- ・被災地における当会の活動
- ・災害時のアレルギー患者支援に関わる法律、指針などの整備
- ・令和6年 能登半島地震の被災自治体の取り組みと課題
- ・公助について お住いの地域に置き換えて考えてください
- ・自助について
- ・支援する側の人（行政職員など）も被災する

皆様に考えていただくための材料を提供します

防災対策の3要素

自助

7



共助

2



公助

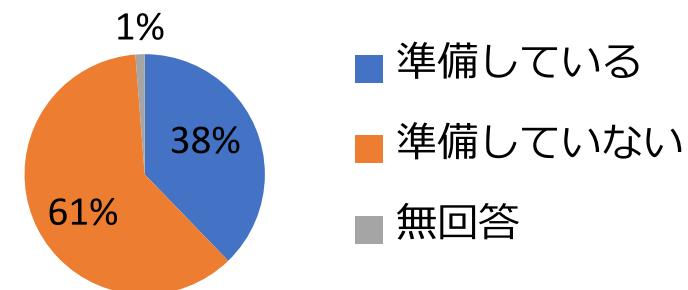
1



防災対策の3要素



問 避難所で食料や食事（炊き出し、弁当を含む）の提供を行う際に食物アレルギーを有する避難者に配慮した準備をしていますか n=323



<準備の内容>

- アレルギー対応食の備蓄
- 原材料表示の資材/使用食品掲示の取り決め
- 食物アレルギーを表示するカードやビブス
- 避難所の受付や食料配布時の食物アレルギーの確認

厚生労働科学研究「大規模災害におけるアレルギー疾患患者の問題の把握とその解決に向けた研究」
第58回 日本小児アレルギー学会学術大会シンポジウム 大規模災害時におけるアレルギー疾患患者の問題とその対応
行政側から見た問題点とその解決 2（アレルギー疾患対応の経験）

備えていたことしか、
役には立たなかった。
備えていただけでは、
十分ではなかった。



厚生労働科学研究(令和2、3年度)

大規模災害におけるアレルギー疾患患者の問題の把握とその解決に向けた研究

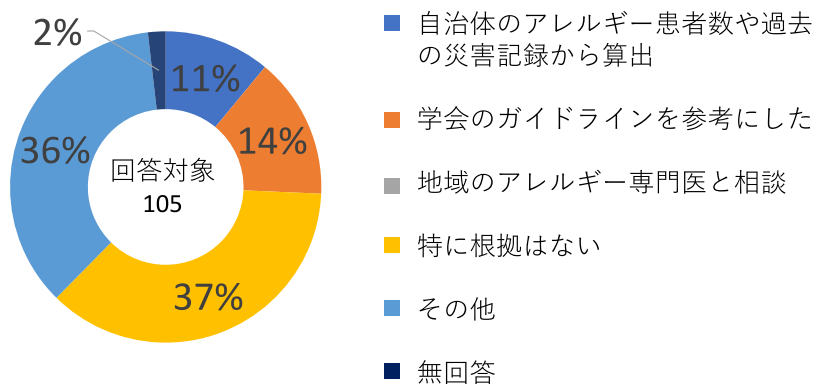
(当会も研究協力者として参画)

第58回 日本小児アレルギー学会学術大会シンポジウム
大規模災害時におけるアレルギー疾患患者の問題とその対応
行政側から見た問題点とその解決 から



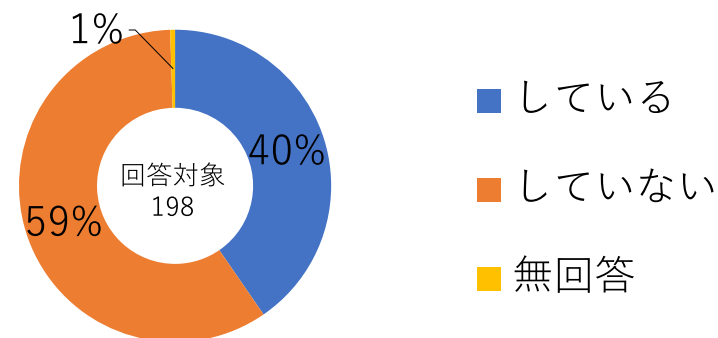
平成23年4月17日 岩手県陸前高田市

アレルギー用ミルク備蓄量の根拠



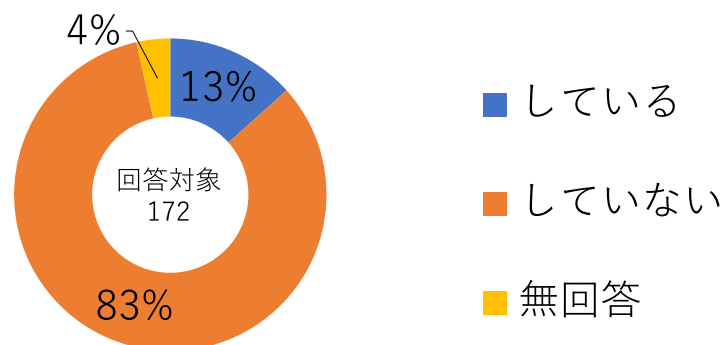
厚生労働科学研究「大規模災害におけるアレルギー疾患患者の問題の把握とその解決に向けた研究」
第58回 日本小児アレルギー学会学術大会シンポジウム 大規模災害時におけるアレルギー疾患患者の問題とその対応
行政側から見た問題点とその解決 1（アレルギー疾患対応の経験）

アレルギー対応食品について各部署との情報共有の有無



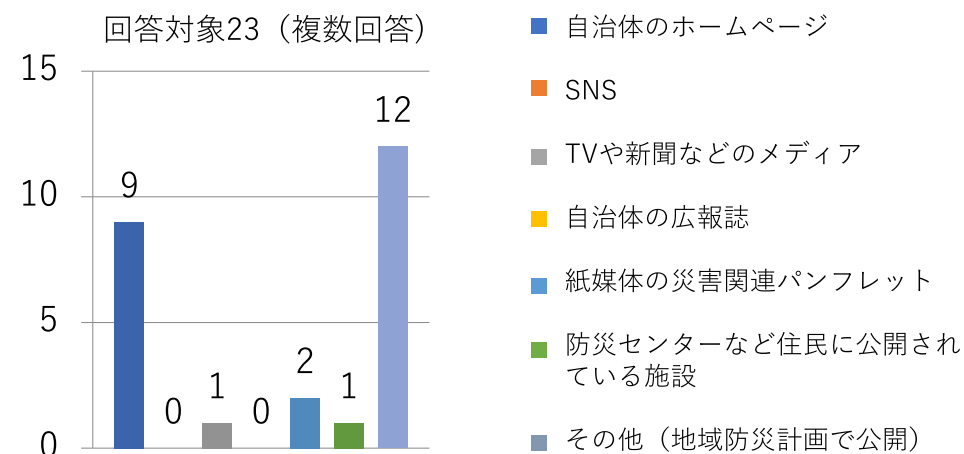
厚生労働科学研究「大規模災害におけるアレルギー疾患患者の問題の把握とその解決に向けた研究」
第58回 日本小児アレルギー学会学術大会シンポジウム 大規模災害時におけるアレルギー疾患患者の問題とその対応
行政側から見た問題点とその解決 1（アレルギー疾患対応の経験）

アレルギー対応食品についての住民への情報公開



厚生労働科学研究「大規模災害におけるアレルギー疾患患者の問題の把握とその解決に向けた研究」
第58回 日本小児アレルギー学会学術大会シンポジウム 大規模災害時におけるアレルギー疾患患者の問題とその対応
行政側から見た問題点とその解決 1（アレルギー疾患対応の経験）

情報公開の方法



厚生労働科学研究「大規模災害におけるアレルギー疾患患者の問題の把握とその解決に向けた研究」
第58回 日本小児アレルギー学会学術大会シンポジウム 大規模災害時におけるアレルギー疾患患者の問題とその対応
行政側から見た問題点とその解決 1（アレルギー疾患対応の経験）

知っておきたい地元自治体の「備え」+アレルギー表示



ハザードマップを参考に、自宅の周辺を歩いてみましょう



容器包装された加工食品に表示義務
* 外食・中食には表示ルールがありません

特定原材料等		
	特定原材料等の名称	表示
特定原材料	えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生	義務
特定原材料に準ずるもの	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さば、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	推奨 (任意)

(消費者庁 加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック)



川崎市のアレルギー疾患関連ポータルサイト

アレルギー対応の備蓄物資について

- 1 公的備蓄品目
緊急性があり、家屋が全壊、焼失により避難した市民にとって、災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの約 3 日間、必要不可欠な食料、生活必需品などを選定している。
※現在、指定避難所176か所に分散備蓄している。
- 2 アレルギー対応の備蓄物資状況
(1) アルファ化米
アレルギー特定原材料等 28 品目を含まない御飯を備蓄します。
【計画数量】 230, 250食
(2) 白粥(アルファ化米)
高齢者及び幼児用等向けに、アレルギー特定原材料等 28 品目を含まず、咀嚼しやすい、白粥を備蓄します。
【計画数量】 43, 150食
(3) 粉ミルク
乳幼児用として、アレルギー特定原材料等 3 品目(ミルク・卵・大豆)のアレルゲン性を低減した粉ミルクを備蓄します。
【計画数量】 656缶
うち、176缶がアレルギー対応ミルクになります。
(4) 簡易食料(クッキー)
災害当日の応急的食料として、調理不要な簡易食料を備蓄します。
※アレルギー28品目を含まない製品については、令和4年度から購入し、令和7年度で全てアレルギー対応に入れ替わります。
【計画数量】 138, 000個
(5) 飲料水
発災直後の応急対策として、必要な飲料水を備蓄します。
【計画数量】 137, 832本

避難所運営におけるアレルギー対応について

- 1 初期期(災害発生当日～3日目程度)
 - 避難者の受付(入所手続き)(情報広報班)
避難者に被災世帯登録票を記入してもらう
その際、高齢者、障害者、アレルギー疾患など、避難生活で特に配慮を要することがあるかを確認する。別紙2参照
 - 事前確認(食料班)
・ 食物アレルギーや文化・宗教上の理由から食べることのできない食材などがある方のために、食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないもの(別紙3参照)を参照し、避難所で提供する食料の原材料表示や、使用した食材がわかる献立表を用意する。
・ 避難者等が個人で使う薬に関する要望は、保護救護班を通じ、市職員へ伝える。
 - 保管(食料班)
配布した食料や飲料水、物資は、管理簿により在庫管理する。
※アレルギー対応食品は、他の食品と必ず分けて保管する。
 - ベットの受け入れ(環境衛生班)
ベットは、アレルギーや感染症予防のための、避難者が生活する場所とは別の場所に受け入れ、動線が交わらないよう注意する。
- 2 展開期(4日目～1週間程度)
 - 要配慮者への情報提供(保護救護班)
病気やアレルギーなどがあるため、食事や物資、衛生環境を利用する際、特別な配慮が必要な方がいることを理解し、接し方の注意や生活上の支援などで協力してもらうよう周知する。

食物アレルギーの原因食物、最近の傾向

図 2 原因食物

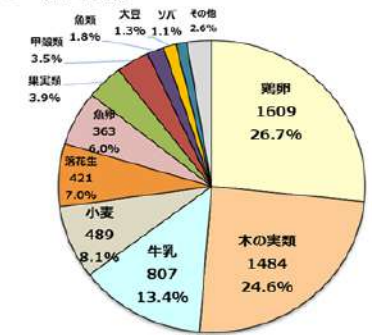


図 2-1

表 1 木の实類内訳

種類	n	木の实類中の%	全体における%
クルミ	916	61.7%	15.2%
カシューナッツ	279	18.8%	4.6%
マカダミアナッツ	69	4.6%	1.1%
ピスタチオ	50	3.4%	0.8%
アーモンド	46	3.1%	0.8%
ペカンナッツ	35	2.4%	0.6%
ヘーゼルナッツ	27	1.8%	0.4%
ココナッツ	5	0.3%	0.1%
松の実	3	0.2%	0.0%
クリ	1	0.1%	0.0%
木の实類 (ひびき・分類不明)	53	3.6%	0.9%
木の实類 合計	1,484		24.6%

即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査報告 (消費者庁 令和6年9月)
研究代表者 海老澤 元宏 国立病院機構相模原病院 臨床研究センター
研究協力者 杉崎千鶴子 佐藤さくら 国立病院機構相模原病院 臨床研究センター 今井孝成 昭和大学医学部小児科学講座

川崎市備蓄計画 (平成29 年4 月改定)

2- (2) 公的備蓄品目

公的備蓄品目については、緊急性があり、家屋の全壊、焼失により避難した市民にとって、災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの約3 日間、必要不可欠な食料、生活必需品などを選定します。

ア 食料・飲料水

(ア) アルファ化米

アレルギー特定原材料等27 品目を含まない御飯を備蓄します。

(イ) 白粥 (アルファ化米)

高齢者及び幼児用等向けに、アレルギー特定原材料等27 品目を含まず、咀嚼しやすい、白粥を備蓄します。

(ウ) 粉ミルク

乳幼児用として、アレルギー特定原材料等3 品目 (ミルク・卵・大豆) のアレルゲン性を低減した粉ミルクを備蓄します。

2- (3) 公的備蓄の計画数量

(ア) アルファ化米《対象：3 歳から69 歳》

1 人当たり2 食分を備蓄し、注水後の出来上がり量は、1 人1 食当たり260g 程度 (おにぎり2.5 個分) を基準とします。

【計画数量】 137,778 人×83.49%×2 食分 ÷ 230,250 食

(イ) 白粥 (アルファ化米)《対象：1 歳、2 歳及び70 歳以上》

1 人当たり2 食分を備蓄し、注水後の出来上がり量は、1 人1 食当たり210g 程度を基準とします。

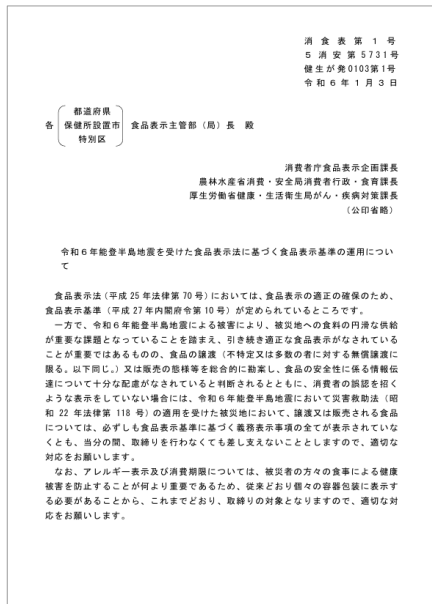
【計画数量】 137,778 人×15.55%×2 食分 ÷ 43,150 食

(ウ) 粉ミルク《対象：0 歳》

1 人1 日当たり1,000mL として3 日分を目安に備蓄し、1 回当たりの調乳量を200mL (粉換算：27g)、1 日5 回 (粉換算：135g) として、1 缶当たり850 g を基準とします。

【計画数量】 137,778 人×0.96%×135g/日×3 日 ÷ 850g ÷ 656 缶

災害救助法が適用されても、アレルギー表示と消費期限の表示は緩和されない



令和元年10月27日、長野市北部スポーツレクリエーションセンター

幕の内弁当なので表示義務があり、裏側にシールが貼られている。手に取って見なくとも表示の内容が分かるように掲示してもらうと、患者は大変に助かる（手に取った物を戻すのは、勇気がある）

防災対策の3要素



7



2



1



大規模災害対策におけるアレルギー用食品の備蓄に関する提案

日本小児アレルギー学会 災害対応委員会
(平成30年12月 要旨)

【基本的な考え方】

食物アレルギーを有する者の割合は、乳幼児で5~10%、小中学生で2.5~5%、成人でも数%と推計される

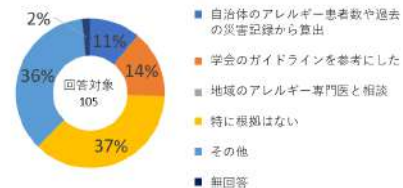
【乳アレルギー用ミルク】

備蓄用ミルクの3%を、乳たんぱく質消化調製粉末、調製粉末大豆乳とする

【アルファ化米】

総備蓄量の25%を、特定原材料不使用のアルファ化米とする

アレルギー用ミルク備蓄量の根拠



厚生労働科学研究(令和2、3年度)「大規模災害におけるアレルギー疾患患者の問題の把握とその解決に向けた研究」

◆火やお湯があれば食べられるもの

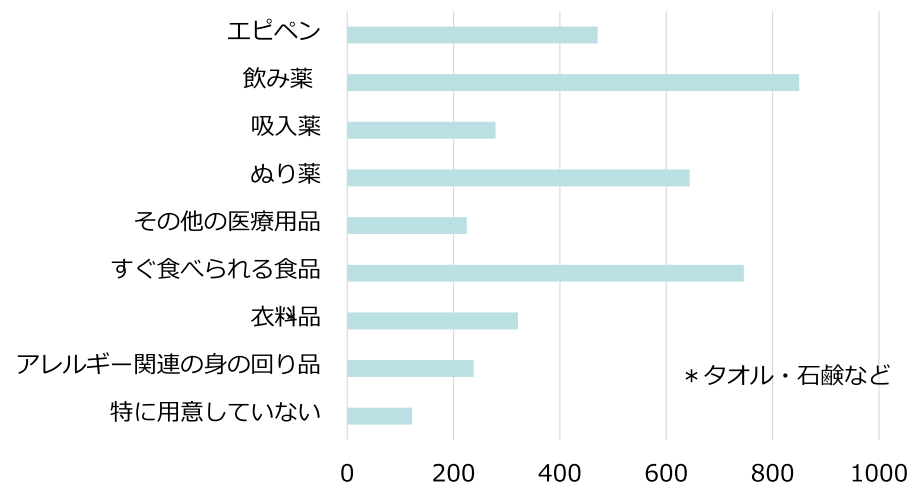


「要配慮者のための災害時に備えた食品ストックガイド」
(農林水産省)

厚生労働科学研究 患者・養育者の調査

(アレルギー疾患を持つ20歳未満の家族がいる養育者 1221人を解析)

非常時にすぐ持ち出せる用意のある物品 (複数回答)

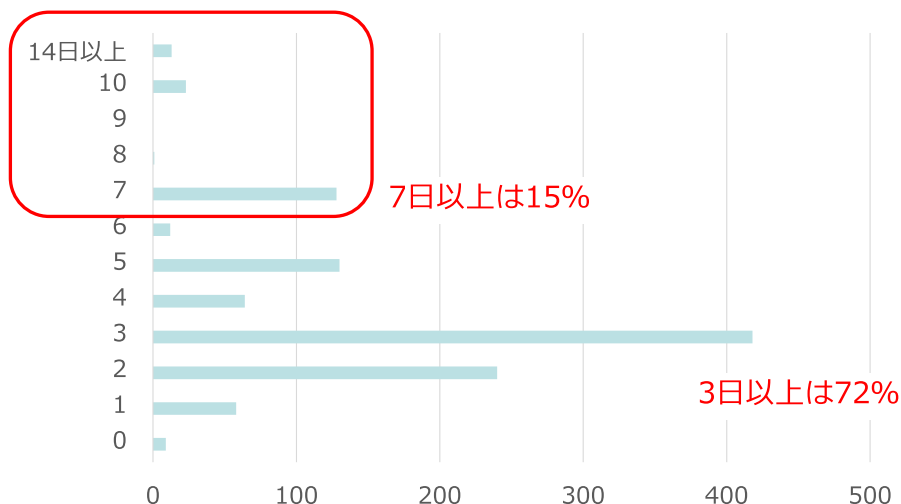


厚生労働科学研究 大規模災害におけるアレルギー疾患患者の問題の把握とその解決に向けた研究 分担研究報告書(令和2年度)。第58回 日本小児アレルギー学会学術大会シンポジウム 大規模災害時におけるアレルギー疾患患者の問題とその対応

[人]

家族全員が食べられる備蓄食料量

(何かしらの対応食が必要な1096人の内訳)



7日以上は15%

3日以上は72%

[人]

厚生労働科学研究 大規模災害におけるアレルギー疾患患者の問題の把握とその解決に向けた研究 分担研究報告書 (令和2年度)。第58回 日本小児アレルギー学会学術大会シンポジウム 大規模災害時におけるアレルギー疾患患者の問題とその対応



農林水産省大臣官房政策課食料安全保障室 (平成31年3月)

<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/foodstock/guidebook.html>

内容のポイント

- * 乳幼児の備え
- * 離乳食の備え
- * 高齢者の備え
- * 食べる機能が弱くなった方の備え
- * 慢性疾患の方の備え
- * 食物アレルギーの方の備え
- * 知っておきたい、災害時の食物アレルギーのこどもへの対応



アレルギー疾患のこどものための

「災害の備え」



一般社団法人 日本小児臨床アレルギー学会
Japanese Society of Pediatric Clinical Allergy (JSPCA)

Ver 1.0
2018.07

【災害時にできる工夫を紹介】

アレルギー疾患のこどものための「災害の備え」
ぜんそく

あると便利な備品

～身近なもので吸入薬の補助器具 (スパーサー) を作ろう～

- ・紙コップ
- ・ペットボトルの水 (500ml)



緊急時スパーサーの作り方

- ①底にカッター等で切り込みを入れる
紙コップ ペットボトル



- ②ポンペを差し込む

避難中の飲用水として利用できるほか、
緊急時では吸入薬のスパーサーとしても活用

一般社団法人 日本小児臨床アレルギー学会
Japanese Society of Pediatric Clinical Allergy (JSPCA)

Ver 1.0
2018.07

<http://jspca.kenkyuukai.jp/images/sys/information/20190906134801-7E6E139D9C6E28F611D579D48632483F3A27DE2CC113DEAC6E5979A2F3B4532.pdf>

(管理栄養士・小児アレルギーエデュケーター 長谷川実穂さん提供)

アレルギー疾患のこどものための「災害の備え」
食物アレルギー（笑珠嬢）

幼児期以上

火やお湯が漏けても食べられるもの

主食	惣菜	副菜・菓子など
・ レトルト粥 ・ レトルトリゾット ・ フルファマ(水が必要) ・ 缶詰(缶) ・ 乾パン 	・ レトルト調理済食品 (加工・A/B/C等) ・ 肉、魚、大豆缶詰 ・ 豆乳  	・ レトルトスープ ・ 野菜や果物の缶詰やジュース ・ 飲料水 ・ 菓子    

火やお湯が漏れば食べられるもの

パックご飯、乾麺、粉末スープ、フリーズドライ製品 等

一般社団法人 日本アレルギー学会アレルギー学
Japanese Society of Allergic Diseases (JSAC)

Ver 1.0
2018/12

アレルギー疾患のこどものための「災害の備え」
食物アレルギー（実践編）

離乳期

火やお湯がなくても食べられるもの

- ベビーフード
- レトルト粥
- 粉パン（水に溶かすとパン粥になる）
- ジュース、飲料水
- 菓子

火やお湯があれば食べられるもの

- アレルギー用ミルク
- ベビーフード（フリーズドライタイプ）

アレルギー疾患のこどものための「災害の備え」
食糧アレルギー（実証編）

ローリングストック法で蓄えられるもの
（常温保存が可能で、そのまま食べられる缶詰やトール食品等の加工品）

※加熱が可能であればじめて使用するなど、ライフライン等の状況によって
使い方を工夫

※①-④が方法とは
普段生活で時々利用し、
食べたら補充しておく方法

先に買ったものから使用しよう

①使った缶

②使った缶

③使った缶

④使った缶

＜注意＞

各食品の内容は購入時に原材料表示や各社のＨＰで
必ず確認を行い、不明な点は問い合わせをしよう

一般財団法人 日本アレルギー学会
Japanese Society of Allergy Clinical Therapy (JSACA)

Ver 1.0
2016.03

アレルギー疾患のこどものための「災害の備え」
食料アレルギー（実務編）

レトルト調理済み食品のアレンジメニュー
カレーソース、ホワイトシチュー、ミートソースを使ってひと工夫

ご飯にかけてドリア風

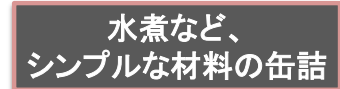
パスタに合わせてスパゲティやグラタン風

餃子の皮に挟んでラザニア風

焼いた肉や魚のソースに

一般社団法人 日本アレルギー学会アレルギー学
International Society for Pediatric Clinical Allergy (ISPCA)

Ver. 1.0
2018.10



(これらの商品を推奨するものではありません)

(管理栄養士・小児アレルギーエデュケーター 長谷川実穂さん提供)

The infographic displays 10 types of disaster-preparedness food items, categorized into three groups based on their shelf life and quantity:

- 賞味期限 37カ月 (Shelf Life 37 Months):**
 - 朝のミックス (Morning Mix)
- 賞味期限 25カ月 (Shelf Life 25 Months):**
 - 朝のみつ豆 (Morning Mochi Beans)
- 5本入 5年保存 (5 Cans, 5 Year Shelf Life):**
 - えいちゃん (Eichan)
- 10個入 5年保存 (10 Pieces, 5 Year Shelf Life):**
 - 防災スイーツ (Disaster Preparedness Sweets)
- 8枚入 5年保存 (8 Pieces, 5 Year Shelf Life):**
 - アイスクッキー (Ice Cookies)

(これらの商品を推奨するものではありません)

商品名	メーカー	賞味期限／ 保存期間
アルファ化米 白米	尾西食品	5年間
白がゆ	キューピー	16ヵ月
和風ベビーランチ（7ヵ月頃）	和光堂	18ヵ月
鮭のホワイトシチュー弁当（9ヵ月頃）	和光堂	18ヵ月
アンパンマンカレー	永谷園	18ヵ月
さば水煮	キョクヨー	36ヵ月
ささみフレーク	いなば食品	36ヵ月
素材そのままシーチキン L フレーク	はごろもフーズ	37ヵ月
朝からフルーツ ミックス	はごろもフーズ	37ヵ月
朝からフルーツ みつ豆	はごろもフーズ	25ヵ月
尾西のライスクッキー ココナッツ風味	尾西食品	5年間
チョコえいようかん	井村屋	5年間
えいようかん	井村屋	5年間
防災スイーツ 備	ガトー・ド・ボワイヤージュ	5年間

(これらの商品を推奨するものではありません)

事前に準備しておきたい便利な資材

(紙のものはあらかじめ印刷しておく)

正しい診断・治療で日頃からしっかりと
症状をコントロールしておくことが基本



○薬は1か月分の余裕
を出来れば常に一定量
(1週間分)は携帯



食物アレルギーであることを周囲の人に
知らせるビブスやカード

**アレルギー
対応食材**



食物アレルギー食材であることを周囲の人に知らせる張り紙

【ポスター】 (A4)



災害時のこどものアレルギー疾患対応
ポスター (日本小児アレルギー学会)

平時から、自治体①と患者ニーズ②をつなぐ取り組みが必要

(災害のフェーズと取り組みイメージ)

救命が最優先

超急性期

(発災から72時間)

急性期

(発災72時間から1週間)

亜急性期

(発災1週間から1か月)

慢性期

(発災1か月から3か月)

①事前、避難所等での積極的な広報と提供

被災者ニーズの把握 (アセスメント)
保健部門と防災部門の平時からの連携
配布場所の平時からの明確化

自治体の備蓄

○アルファ化米
= ○○○○○人 ×
○○% × ○食分
○アレルギー用ミルク
= 1避難所に ○○缶

地域外からの支援の到着

いつ頃から届くかは予見できない、東日
本大震災では10日かかった地域も

②遠慮せず「困っています」と声を上げよう
(避難所でも、在宅避難でも)

平時から少なくとも2週間分を備蓄することを推奨
(農林水産省 要配慮者のための災害時に備えた食品ストックガイド)



孤立

ローリングストック

普段から少し多めに食材、加工
品を買っておき、使ったら使っ
た分だけ新しく買い足していく

お薬
おくすり
手帳

公的な情報を活用しよう

(厚生労働省・アレルギー学会)



(東京都)



防災対策の3要素 + 1

支援する側の人にも被災する
(行政の職員など)

被災地の行政職員 東日本大震災で被災した宮城県自治体栄養士

被災した時、お腹に最初の子どもがいました。それでも市の栄養士として、保健センターを中心に被災した方々のお世話をしていました。夫は津波に襲われその後の火災で全焼した地域で働いていて何の連絡もなく、「死んでしまった」と諦めていました。

それでも仕事を続けました。それから何日かたって、巡回していた避難所にいる夫を見つけました。



支援する側の行政職員、スタッフのケアも事前に想定しておく必要がある

皆様の取り組みの参考になれば幸いです

政策の方向性は「場所」への支援から「人」への支援に



新阿蘇大橋 令和3年9月1日